

一般社団法人 君津木更津歯科医師会運営細則

第1章 会 員

(会員の権利)

第1条 本会の会員は平等の権利を有する。

(入会の手続き)

第2条 本会に入会しようとする者は、次の事項を所定の様式による入会申込書（会員台帳添付）に記入し、署名捺印の上、会長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、生年月日
- (2) 診療所住所
- (3) 自宅住所
- (4) 出身学校、卒業年月日
- (5) 資格取得年月日、登録番号
- (6) 免許証交付年月日

(届出事項の変更)

第3条 会員は、前条の届出事項に変更のあったときは、速やかに変更事項を会長に届け出なければならない。

(会費等)

第4条 定款第7条の規定により、会員は総会で定められた会費および負担金を支払う義務を負う。ただし終身会員は理事会の承認を経て、本会所定の会費を免除される。この場合、各種負担金は、この限りでない。

- 2 正会員のうち、同一就業所内において診療に従事する2人目以降の正会員は、理事会の承認を経て、本会所定の会費及び本会基金負担金を減額することができ、会館負担金の支払いを保留することができる。
- 3 会員が長期疾病等により診療に従事することができない場合は、理事会の決定により会費を減免することができる。
- 4 法人の分院にて就業する正会員が、責任者（管理者を含む）としての職を辞した場合、正当なる後任者は、本会の審査の後に名義書替料を本会へ支払い、正会員となることができる。この場合、職を辞した正会員が新たに診療所を開設する場合は、新入会員として扱う。

第2章 選挙

(選挙の規則)

第5条 この規則は定款第22条によりこれを設ける。

(選挙管理委員会)

第6条 選挙の執行は選挙管理委員会で行う。

- 2 選挙管理委員は、総会において選任する。(3名)
- 3 選挙管理委員の職務は、選挙の投票及び開票その他選挙に関する一切の事務を行うものとする。
- 4 選挙管理委員の任期は会長の任期とし、委員の互選により委員長を定める。
- 5 選挙管理委員は、本会役員を兼ねることができない。
- 6 選挙管理委員会は、選挙に関する公示を各会員に対し投票日の20日前までに文書で行う。
- 7 立候補者は、本会所定の用紙に記入の上、投票日の10日前までに選挙管理委員会に届出なければならない。但し、推薦候補者にあつては推薦者2名以上の推薦書と本人の承諾書を添えなければならない。
- 8 選挙管理委員会は選挙公報を発行し、投票日の5日前までに選挙人に配布するものとする。

(選挙権、被選挙権)

第7条 会員はすべて選挙権を有する。但し、被選挙権は、入会后2年を経過した会員でなければこれを有さない。

(選挙)

第8条 選挙は総会出席者の直接投票による。選挙に出席できない会員においては書面又は電磁的方法等による事前投票ができるものとする。但し、総会の決議により投票を省略し、別段の方法によることができる。

(千葉県歯科医師会代議員の選挙)

第9条 この法人は千葉県歯科医師会代議員及び予備代議員を選出する。

(当選者の決定)

第10条 理事、監事、代議員は得票数の多いものから順に当選者とする。

- 2 得票同数の場合はくじによる。

(候補者の欠如)

第11条 選挙は候補者についてこれを行う。

- 2 候補者がいないとき、総会の決議により別段の方法によることができる。

(当選者決定の処理)

第12条 選挙管理委員会は当選者が決定したときは、ただちにこれを議長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた議長は、速やかにこれを会長に通告し、会長は当選者並びに会員に報告しなければならない。
- 3 選挙後、当選者ごとに最終的な総会の議決を行わなければならない。

第3章 総会

(召集)

第13条 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の順序)

第14条 会議は、特別の事柄がない限り次の順序による。

- (1) 開会
- (2) 点呼
- (3) 会長の挨拶
- (4) 議長の選出
- (5) 議事録署名人の選任
- (6) 役員報告
- (7) 委員会報告
- (8) 議案の審議
- (9) 役員選挙
- (10) 千葉県歯科医師会代議員の選挙
- (11) 協議
- (12) 閉会

(閉会と延会)

第15条 議事日程に記載した事柄の議案の審議を終わったときは、議長は散会を宣言する。

- 2 会議を終わらない場合でも、議長は、過半数の賛成を得て、延会又は散会をすることができる。

(発言の禁止)

第16条 議長が、会議を開くことを宣告する前、又は散会もしくは延会を宣告した後は何人も議事について発言することができない。

(議事日程の記載事項)

第17条 議事日程には、会議の日時及び会議に付する事項並びにその順序を記載しなければならない。

(委員会の報告)

第18条 委員会の審査した事柄が議題となったときは、原則として委員長が、その経過及び結果を報告しなければならない。

2 委員長が前項の報告をする場合は、自己の意見を加えてはならない

(議事日程順序の変更及び案件の追加)

第19条 議長が必要と認めたとき、又は会員から動議が提出されたときは、議長は会議に諮って議事日程の順序を変更し、又は他の案件を議事日程に追加することができる。

(表決)

第20条 議案について質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(字句の整理)

第21条 議決の結果生じた字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(発言の許可)

第22条 すべての会議において発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

(発言の順序)

第23条 2人以上発言を求めたときは、議長は、先に求めた者から発言を許可する。

(発言の範囲)

第24条 発言は、すべて議題外に涉り、又は範囲を越えてはならない。

(質疑討論の終結)

第25条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

(表決に付する議題)

第26条 議長が表決を採ろうとするときは、表決に付する議題を宣告しなければならない。

2 議長が表決に付する議題を宣告した後は、何人も議題の内容に涉る発言をすることができない

(議題の可否)

第27条 議長が表決をとろうとするときは、議題を可とする者を挙手又は起立させ、その多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が挙手又は起立者の多少を認定しがたいとき、あるいは議長の宣告に対し出席会員から異議を申し立てたときは、議長は記名投票で表決を採る。

3 前項の記名投票を行うときは、議題の可否だけを記入する。

(議題の可決)

第28条 前項の規定にかかわらず、議長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認められたときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし議題について又は議長の宣告に対して出席会員から異議を申し立てたときは、議長は、起立の方法によって表決を採らなければならない。

第4章 委員会

(委員会の設置)

第29条 定款第44条の規定により、委員会を置く。

(委員会の種類)

第30条 委員会は、会長の諮問にこたえ、会務を処理する機関（常置委員会）及び会長又は総会の委任事項に関する審議機関（特別委員会）とする。

(常置委員会の種類、名称及び任務)

第31条 常置委員会を次の種別に分ける。

総務会計委員会 生涯研修委員会 社会保険委員会 地域保健医療委員会
産業保健委員会 学校歯科保健委員会 医療管理委員会 広報調査委員会
特殊歯科保健委員会

- 2 常置委員会は、会務につきその部門に属する事項を審議し、理事会と連絡協議して必要な事柄を行う。
- 3 常置委員会は、事業施行上必要がある場合には、連合委員会を開くことができる。

(常置委員会の定数と任期)

第32条 常置委員会の委員は若干名とする。

- 2 常置委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 常置委員の任期は、その委嘱した会長の在任期間とする。

(常置委員会の構成等)

第33条 委員会は、委員長を互選する。

(特別委員会)

第34条 特別委員会は、必要がある場合において総会の議決で置く。

- 2 特別委員会の委員の定数は、総会の議決で定める。
- 3 特別委員の任期は、任務が終了したときまでとする。
- 4 特別委員会の委員は、総会で選出し議長が指名し、会長が委嘱する

(委員会審議結果の報告)

第35条 常置委員会及び特別委員会は、求めに応じてその審議結果並びに事業の内容等を総会及び理事会に文書報告あるいは説明することを要する。

第5章 事務

(事務局の設置)

第36条 この法人は、会務を処理するため事務局を設置し、職員を置くことができる。
職員の任免は会長がこれを行なう。

(職 員)

第37条 職員及びその他の事務員は、この法人の服務規程により業務に従事する。

(事務取扱いの帳簿)

第38条 この法人は、事務取扱いのため下記帳簿を備えなくてはならない。

- (1) 定款及び諸規則
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿及びその履歴書
- (4) 議事録及び会議録
- (5) 定款第38条にある帳簿及び証拠書類
- (6) 発信、受信書類
- (7) その他必要な帳簿

(服務規則並びに給与規程)

第39条 職員の服務規則並びに給与規程については理事会で定める。

第6章 雑 則

第40条 この運営細則の変更は総会の議決を必要とする。

附則 本規則は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。